

諮問案件及び資料

(1) 諮問案件

- ①教育委員会委員長からの送付書(写) …P1
- ②諮問案件26 学校と警察との相互連携に係る事務(警察→学校) …P2
(個人情報保護条例第8条第3項第5号の規定に基づく本人以外からの収集)
- ③諮問案件41 学校と警察との相互連携に係る事務(学校→警察) …P3
(個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供)

(2) 資料

- ①学校と警察との相互連携に係る協定書(案) …P4・5
- ②学校と警察との相互連携に係る実施要領(案) …P6・7
- ③児童・生徒の健全育成を推進する連絡票(案) …P8
- ④学校警察連携制度の概要について …P9・10
- ⑤学校警察連携制度Q & A(概要編) …P11・12
- ⑥学校警察連携制度Q & A(運用編) …P13・14
- ⑦少年警察活動規則に規定する少年警察に係る活動チャート …P15



寒川町個人情報保護制度運営審議会
会長 中島 幸雄 様

寒川町教育委員会委員長 鈴木宏文



学校と警察の連携制度に関する協定書締結の可否に関する諮問書について（提出）

このことについて、寒川町個人情報保護条例第8条第3項第5号及び第9条第1項第4号に基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問書を提出致します。

【提出する諮問書】

- ・個人情報保護制度運営審議会諮問書（目的外の利用、提供に関する諮問案件）
- ・個人情報保護制度運営審議会諮問書（本人以外からの収集に関する諮問案件）

条例第8条第3項第5号の規定に基づく本人以外からの収集に関する諮問案件
及び第4項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
(個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 26

所 管 課 等 名		教育委員会 学校教育課
個人 情報 取扱 事務	名 称	学校と警察との相互連携に係る事務
	目 的	児童・生徒の非行防止及び健全育成を目的とした学校と警察の連携 による児童・生徒への指導・支援活動の有効な展開のため
	根 拠 法 令 等	学校と警察の相互連携に係る協定書 学校と警察の相互連携に係る実施要領
対象となる個人の類型		該当の児童・生徒
本人以外から収集する 個人情報の項目名		・ 該当の児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組。 ・ 当該事案の概要に関する内容。 ・ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者（法定代理人を含む）への連絡）に関する内容
収 集 先		神奈川県警察本部及び各警察署
本人以外から収集する理由（その必要性など） 教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため。 (詳細は、「協定書」及び「実施要領」を参照願います。)		
条例第8条第4項の規定による本人通知 ☐ す る ☒ しない（理由） 本人及び保護者通知は、原則として行うが、児童虐待のケース等の場合は、 本人に危害が及ぶ恐れがあるため、保護者通知は行わない。		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
(個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 47

個人 情報 保有 課等	課 等 名	教育委員会 学校教育課
	個人情報取扱 事務の名称	学校と警察との相互連携に係る事務
	対象となる 個人の類型	該当の児童・生徒
	利用・提供す る記録の名称	児童・生徒の健全育成を推進する連絡票 連絡票に記載される内容 ・ 該当の児童・生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、組。 ・ 当該事案の概要に関する内容。 ・ 当該事案に係る指導状況に関する内容 ・ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者（法定代理人を含む）への連絡）に関する内容
利用・提供先		神奈川県警察本部及び各警察署
取扱目的以外に利用・提供する理由（その必要性や本人から収集しない理由など） 教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため。 （詳細は、「協定書」及び「実施要領」を参照願います。）		
条例第9条第2項の規定による本人通知 ☐ す る ☒ しない（理由） 本人及び保護者通知は、原則として行うが、児童虐待のケース等の場合は、本人に危害が及ぶ恐れがあるため、保護者通知は行わない。		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

学校と警察との相互連携に係る協定書（案）

寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定を締結する。

また、協定の運用に当たっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童・生徒支援・指導を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、相互に児童・生徒の個人情報を提供し緊密に連携して児童・生徒支援に活用することにより、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- (2) 犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会並びに寒川町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行い、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものとする。

（情報提供する事案）

第5条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の事案に係るものとする。

- (1) 警察から学校へ提供する事案
 - ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案
 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案
 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案
- (2) 学校から警察へ提供する事案
 - ア 犯罪行為等に関する事案
 - イ いじめ、児童虐待等に関する事案
 - ウ 非行集団に関する事案
 - エ 薬物等に関する事案
 - オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

（情報提供の内容）

第6条 この協定により連携機関が提供する情報は、次の内容とする。

- (1) 警察から学校へ提供する場合
 - ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
 - イ 当該事案の概要に関する内容
 - ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）への連絡）に関する内容

(2) 学校から警察へ提供する場合

- ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・組に関する内容
- イ 当該事案の概要に関する内容
- ウ 事案に係る指導状況に関する内容
- エ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(相互連携の従事者及び方法)

第7条 相互連携のための情報提供及び収集は、校長又は校長があらかじめ指定する者及び警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者が所定の「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という。）をもって行う。ただし、緊急の場合は、口頭で情報提供した後、連絡票をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 収集・提供した連絡票（写しを含む。）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた連絡票は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。
- (3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。
- (4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成25年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、寒川町教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

寒川町教育委員会
教育長 大澤 文雄 印

神奈川県警察
本部長 印

学校と警察との相互連携に係る実施要領（案）

寒川町教育委員会

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 情報収集（第5条～第7条）
- 第3章 情報提供（第8条～第11条）
- 第4章 責務（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（以下「協定書」という。）に基づき、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止のための情報提供及び情報収集の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

（基本的考え方）

第2条 本制度は、教育的配慮のもとに運用されるものであり、警察への情報提供に当たっては、児童・生徒に対し保護者（法定代理人を含む。以下同じ。）と連携して十分な支援・指導を積み重ねた上で、情報提供するものとする。

2 学校は、警察から収集した情報をもって、当該児童・生徒に対して、不利益となる取扱いをすることなく、事案に関係する児童・生徒が健全な学校生活を送ることができるよう、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援・指導を行うものとする。

（個人情報の保護）

第3条 児童・生徒の個人情報については、教育委員会は寒川町個人情報保護条例の実施機関として、個人情報保護の重要性にかんがみ、適正な取扱いを確保するものとする。

（連携の従事者等）

第4条 連携の従事者は、校長又は校長があらかじめ指定する者（以下「校長等」という。）とし、本制度に係る情報の提供及び収集を行う。

2 校長は、管理事務（「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」（以下「連絡票」という。）の作成、管理、保管及び利用等に関する事務。）を総括する。

3 情報の取扱者は、校長又は校長が事案に応じて指定する者とする。

第2章 情報収集

（本人・保護者への通知）

第5条 警察から情報を収集した場合は、原則として、校長等は収集した情報の内容を当該児童・生徒本人に、又は、当該児童・生徒の保護者に通知するものとする。

（「連絡票」の受領及び保存期間）

第6条 警察から情報を収集する場合は、校長等は、警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者（以下「警察署長等」という。）が作成した「連絡票」を、警察署長等から手渡しにより受領する。

2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を収集した場合は、あらためて警察署長等が作成した「連絡票」を受領する。

3 警察から情報を収集した場合は、校長等は「連絡票」を1年間（作成日の属する年度の翌

年度末まで) 保存し、その後、確実に廃棄するものとする。

(教育委員会への報告)

第7条 警察から情報を収集した場合は、校長等は、「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第3章 情報提供

(情報提供)

第8条 協定書第5条第2号に規定する事案のうち警察へ情報を提供することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 警察の有する専門的知識や手法が立ち直りのための支援又は指導に効果があると見込まれる場合

(2) 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼすおそれのある場合

(本人・保護者への通知)

第9条 警察へ情報を提供する場合は、原則として、校長等は提供する情報の内容を当該児童・生徒本人に、又は、当該児童・生徒の保護者に通知するものとする。

(「連絡票」の作成及び保存期間)

第10条 警察へ情報を提供する場合は、校長等は「連絡票」を作成し、警察署長等に手渡しする。

2 児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合に口頭で情報を提供した場合は、あらためて校長等は「連絡票」を作成し、警察署長等に手渡しする。

3 警察へ情報を提供した場合は、校長等は「連絡票」の写しを1年間(作成日の属する年度の翌年度末まで) 保存し、その後、確実に廃棄するものとする。

(教育委員会への報告・承認)

第11条 校長等は、警察へ情報を提供する場合は、「連絡票」を作成し、事前に教育委員会に「連絡票」の写しを提出して承認を得なければならない。ただし、児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつ、やむを得ない場合には、この限りではない。

2 教育委員会は、情報提供の是非及び提供する内容について検討し、校長等に対して必要な指導及び助言を行うものとする。

3 第1項ただし書きに規定する場合は、校長等は、情報提供後「連絡票」の写しにより、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第4章 責務

(校長の責務)

第12条 校長は、教職員にこの要領の趣旨を周知し、教職員が協力して適切に運用できる体制を確立するとともに、児童・生徒及び保護者にこの要領の趣旨を周知し、保護者の十分な理解、協力を求めるものとする。

(教育委員会の責務)

第13条 教育委員会は、児童・生徒の情報の取扱いについて、この要領の趣旨を逸脱することなく、各事項が遵守されるように努めるとともに、校長等に対しては、必要な指導及び助言を行うものとする。

第5章 雑則

(実施細目)

第14条 この要領の実施に当たり必要な事項は、教育委員会が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

児童・生徒の健全育成を推進する連絡票(案)

発信・受信の別	発信・受信		*いずれかを○で囲む
発信・受信 年月日時	平成 年 月 日 () 時 分		
発 信 者	学校・警察署 氏 名 電話 ()		
受 信 者	学校・警察署 氏 名 電話 ()		
児 童 ・ 生 徒	氏 名		
	生 年 月 日	平成 年 月 日生 (歳)	
	住 所		
	学 年 ・ 組	年 組	
事 案 の 概 要			
学校が行った指導			
関係当事者への 連絡状況			

資 料	学校警察連携制度の概要について	平成25年1月 警察本部少年育成課
1 制度構築の経緯 平成14年5月27日、児童・生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、広域化するなど、児童・生徒を取り巻く状況が憂慮すべき情勢にある中、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、また警察庁から各都道府県警察に対して「学校と警察との連携の強化による非行防止対策の推進について」が通達（通知）された。 この通達を受けて、学校と警察との間で、児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図るうえで必要な個人情報を互いに提供することによる「学校警察連携制度」の整備が始められ、平成23年3月末現在、全47都道府県において制度が構築されている。 2 制度構築に係る問題点 本県の個人情報保護条例では、第8条の規定により本人外収集が、第9条の規定により目的外提供が制限されていることから、学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集し、又は警察へ提供する場合は、各自治体が設置している個人情報保護審議会（名称は自治体により若干異なります）に意見を聞く必要がある。 近隣の東京都、千葉県、埼玉県の個人情報保護条例では、生徒指導に係る児童・生徒の個人情報を警察へ情報提供（収集）する場合は、教育上必要な情報のやりとりという判断から個人情報保護審議会に諮問する必要があるため、ほとんどの市町村教育委員会と学校警察連携制度が構築されている。 3 制度の必要性 本制度の構築により、個人情報の取扱いに関するルールが明確化され、個人情報の取扱いについて透明性が確保されることとなる。また、学校と警察との連携がより一層図られることにより、学校現場で問題行動を繰り返す児童・生徒の対応に苦慮している教員の負担を軽減することができる。 さらに、学校が問題行動を繰り返す児童・生徒の個人情報を警察に提供し、連携した立ち直り支援活動を実施しようとした場合、通常であれば本人及び保護者の同意が必要となるが、この制度では本人及び保護者に通知すれば足りる。 4 情報提供・収集事案例（横須賀市教育委員会 他） (1) 警察から学校へ情報提供できる事案 - ア 逮捕又は身柄通告した事案 - イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案 - ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち、他の児童・生徒に影響を及ぼす事案 - エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 - オ 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案 (2) 学校から警察へ情報提供できる事案 - ア 犯罪行為等に関する事案 - イ いじめ・児童虐待等に関する事案 - ウ 非行集団に関する事案 - エ 薬物等に関する事案 - オ 児童・生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事案 ※ 警察が収集した個人情報は、犯罪捜査には利用しないことになっている。 5 効果的な事例 (1) 学校間抗争の拡大防止（学校から警察） A市内の中学生39人、B市内の中学生20人が集まり、11対11のケンカから負傷者が出る事案が発生した。 ケンカの前日に、双方のグループ数人が「ガンをつけた、つけない」といった些細なトラブルから集団による抗争に発展したものであり、事案を認知したA市教育委員会、B市教育委員会では、報復による抗争の拡大が懸念されたため、関係する生徒の個人情報を警察に提供した。 警察では、抗争に深く関わった48名とその保護者を警察署に招致して集団指導を行なうとともに、学校と連携して5か月にわたって継続した指導を実施したところ、学校内外における問題行動が改善した。 (2) 万引きを繰り返していた中学生の立ち直り支援活動（警察から学校） 集団での万引きや、援助交際を繰り返していた女子中学生を学校に情報提供するとともに、学校と少年相談・保護センターの職員が、交友関係や家庭環境などに関する情報交換を実施して継続的に指導を行ったところ、次第に問題行動が解消していった。		



6 制度の運用状況

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	総数
										11月末	
運用総数	学校から警察	1	5	36	54	56	154	143	114	85	648
	警察から学校	9	36	37	111	125	178	118	167	140	921
	合 計	10	41	73	165	181	332	261	281	225	1,569
横浜市 教育委員会	学校から警察	1	5	36	53	51	132	136	95	67	576
	警察から学校	9	36	32	56	66	112	49	39	37	436
	合 計	10	41	68	109	117	244	185	134	104	1,012
神奈川県 教育委員会	学校から警察			0	1	1	0	0	0	0	2
	警察から学校			5	51	50	54	46	78	66	350
	合 計			5	52	51	54	46	78	66	352
私立中学高等 学校協会	学校から警察				0	1	0	0	1	0	2
	警察から学校				4	7	5	9	10	10	45
	合 計				4	8	5	9	11	10	47
三浦市 教育委員会	学校から警察				0	3	4	0	0	1	8
	警察から学校				0	2	1	0	2	2	7
	合 計				0	5	5	0	2	3	15
横須賀市 教育委員会	学校から警察						18	7	8	3	36
	警察から学校						6	10	5	2	23
	合 計						24	17	13	5	59
茅ヶ崎市 教育委員会	学校から警察							0	1	0	1
	警察から学校							4	5	0	9
	合 計							4	6	0	10
海老名市 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								16	0	16
	合 計								16	0	16
大和市 教育委員会	学校から警察								2	0	2
	警察から学校								7	4	11
	合 計								9	4	13
小田原市 教育委員会	学校から警察								7	0	7
	警察から学校								5	3	8
	合 計								12	3	15
箱根町 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0
湯河原町 教育委員会	学校から警察								5	5	5
	警察から学校								0	0	0
	合 計								5	5	5
真鶴町 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0
伊勢原市 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0
座間市 教育委員会	学校から警察								8	8	8
	警察から学校								5	5	5
	合 計								13	13	13
平塚市 教育委員会	学校から警察								1	1	1
	警察から学校								5	5	5
	合 計								6	6	6
相模原市 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								5	5	5
	合 計								5	5	5
秦野市 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0
厚木市 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								1	1	1
	合 計								1	1	1
愛川町 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0
清川村 教育委員会	学校から警察								0	0	0
	警察から学校								0	0	0
	合 計								0	0	0

7 平成23年度における運用状況

- (1) 学校から警察 114件
 ア 校内暴力などの犯罪行為に関する事案 88件 (総数の77%)
 イ 犯罪被害に遭うおそれのある事案 14件 (総数の12%)
- (2) 警察から学校 167件
 ア 逮捕・身柄通告した事案 155件 (総数の93%)
 イ 犯罪行為を繰り返している事案 7件 (総数の4%)

学校警察連携制度 Q & A (概要編)

平成25年1月
警察本部少年育成課

	質 問	回 答
1	学校警察連携制度とは ○ 学校警察連携制度はどのような制度ですか。 	学校と警察が連携して、児童・生徒の指導や立ち直り支援を行うための制度です。 ポイント ① 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を目的とします。 ② 個々の児童・生徒や保護者に対して、指導や支援活動を実施します。 ③ 支援活動を効果的に実施するために、相互に児童・生徒の個人情報を提供します。
2	学校警察連絡協議会との違い ○ 学校警察連絡協議会との違いは何ですか。	○ 学警連は多くの方が集まる会議であり、少年の非行情勢や非行防止対策など一般的な情報交換の場です ○ 学警連では、特定の児童・生徒の個人情報を扱うことはできません。 ○ 学校警察連携制度を構築することにより、問題を抱える児童・生徒個々に対応した支援活動を連携して行うことができます。
3	協定締結の必要性 ○ なぜ、協定を締結する必要があるのですか。 ○ 今のままで、連携制度が構築できないのですか。	○ 個人情報保護条例の規定により、学校は、警察との間で個人情報の提供・収集ができません。 ○ 児童・生徒の氏名等、最低限の個人情報も共有せずに、連携して個々の立ち直り支援活動を行うことは不可能です。 ○ 協定を締結することにより、ルールを明確にして、個人情報の収集・提供を行えるようになります。
4	個人情報保護条例 ○ 個人情報保護条例との関連を教えてください。 	○ 学校は、各自治体の制定した「個人情報保護条例」の実施機関です。 ○ 条例に「本人外収集の制限」や「目的外利用の制限」が規定されていて、特別な場合を除き、本人の同意なしに警察などの外部機関との間で個人情報の提供・収集を行うことが禁止されています。 ○ 抵触すると教員が、個人情報保護条例違反になってしまいます。 ○ 協定を締結し、定められた範囲で、個人情報の収集・提供ができるよう各自治体の個人情報保護審議(査)会の承認を得ます。 ○ 警察は、神奈川県個人情報保護条例の実施機関で、「犯罪の予防」のために取り扱う個人情報は、条例上の制限の適用除外を受けます。
5	協定締結のメリット ○ 協定締結のメリットは何ですか。	【個人情報保護面】 ○ 一定のルールのもと(提供事案、情報の範囲、取扱者、保存方法等)に情報を提供するので、個人情報の保護につながります。



【指導・支援活動の面】

- ① 学校と警察が、連携して問題を抱える児童・生徒個々への具体的な指導・支援を行う体制が確立できます。
- ② 児童・生徒が重篤な非行に走ったり、被害に遭う前に抑止する効果が期待できます。
- ③ 県下各警察署から、逮捕事案や不良行為を繰り返している事案などの情報が提供されます。
- ④ 事件化しない場合でも、学校と連携しつつ、支援が必要な児童・生徒に、警察官や少年相談員が直接支援にあたるようになります。
- ⑤ 保護者への指導、支援も可能になります。

6 県内の締結状況

○ 県内の協定の締結状況はどうか。

- ① 横浜市教育委員会
(H16年11月1日締結、同日運用開始)
- ② 神奈川県教育委員会
(H18年8月28日締結、11月1日運用開始)
- ③ 財団法人神奈川県私立中学高等学校協会
(H19年5月8日締結、10月1日運用開始)
- ④ 三浦市教育委員会
(H19年7月26日締結、10月1日運用開始)
- ⑤ 横須賀市教育委員会
(H21年7月10日締結、8月1日運用開始)
- ⑥ 茅ヶ崎市教育委員会
(H22年8月5日締結、9月1日運用開始)
- ⑦ 海老名市教育委員会
(H23年3月17日締結、4月1日運用開始)
- ⑧ 大和市教育委員会
(H23年4月18日締結、5月1日運用開始)
- ⑨ 小田原市教育委員会
(H23年10月6日締結、10月11日運用開始)
- ⑩ 箱根町教育委員会
(H24年2月7日締結、4月1日運用開始)
- ⑪ 伊勢原市教育委員会
(H24年3月5日締結、5月1日運用開始)
- ⑫ 湯河原町教育委員会
(H24年3月9日締結、4月1日運用開始)
- ⑬ 真鶴町教育委員会
(H24年3月30日締結、4月1日運用開始)
- ⑭ 座間市教育委員会
(H24年4月12日締結、5月1日運用開始)
- ⑮ 平塚市教育委員会
(H24年7月5日締結、7月11日運用開始)
- ⑯ 相模原市教育委員会
(H24年7月17日締結、9月1日運用開始)
- ⑰ 秦野市教育委員会
(H24年7月26日締結、9月3日運用開始)
- ⑱ 厚木市教育委員会
(H24年8月21日締結、10月1日運用開始)
- ⑲ 愛川町教育委員会
(H24年10月17日締結、11月1日運用開始)
- ⑳ 清川村教育委員会
(H24年10月19日締結、11月1日運用開始)

7 全国の状況

○ 全国で学校警察連携制度を運用しているのは神奈川県だけですか。

- 文部科学省からの通知をもとに、全国47都道府県で連絡制度が構築されています。
- 関東1都5県では、ほとんどの市町村との間で運用しています。

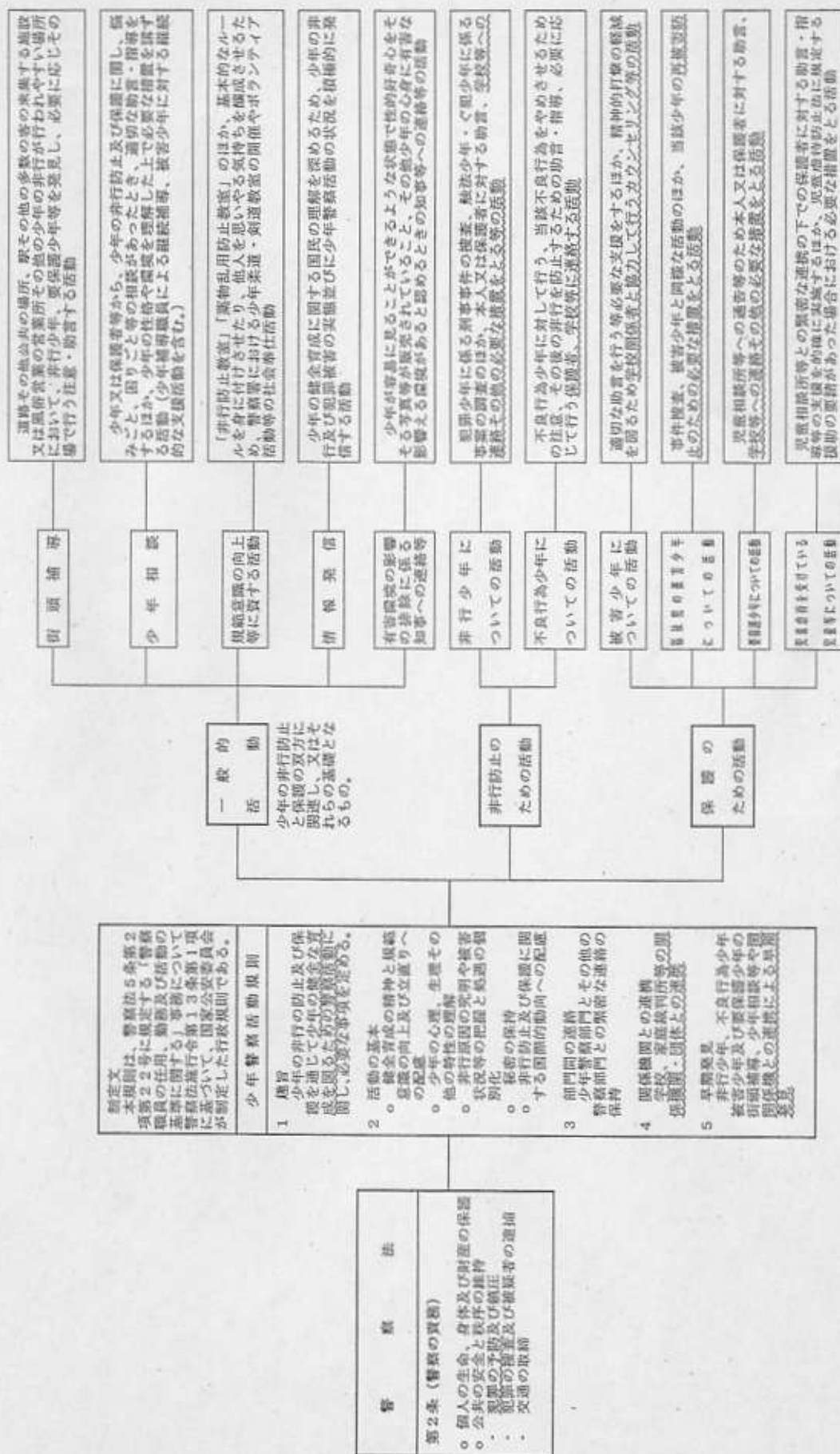
学校警察連携制度 Q & A (運用編)

	質 問	回 答
1	情報提供事案 ○ 警察からはどのような事案を情報提供するのですか。 	【警察から学校への提供事案】 <横須賀市の例> ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事案 ○ 逮捕事案 ○ 児童相談所へ送致又は身柄通告 イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案 ○ 児童・生徒が暴走族や非行集団等に関わっている事案 ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれのある事案 ○ 逮捕・非行集団、繰り返しの事案に該当しなくとも、ガスパン、万引き等の蔓延が危惧されるなど、他の児童・生徒に悪影響を及ぼすおそれのある事案 エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事案 ○ 逮捕又は身柄通告するに至らない事案で、万引き、自転車盗等を繰り返している事案 ○ 不良行為を繰り返している事案 オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 ○ 福祉犯や暴行、脅迫等の被害に遭うおそれのある事案
2	情報提供事案 ○ 学校からはどのような事案を情報提供するのですか。 	【学校から警察への提供事案】 <横須賀市の例> ア 犯罪行為等に関する事案 ○ 対教師暴力、児童・生徒間暴力、器物損壊、脅迫、窃盗等の犯罪行為に関する事案 ○ 不良行為を繰り返している事案 イ いじめ、児童虐待等に関する事案 ○ いじめ行為やいじめ被害の事案 ○ 児童虐待事案 ○ 自殺企図などにより保護が必要な事案 ウ 非行集団に関する事案 ○ 非行集団に関わっての違法行為の他、集会への参加、い集等をしている事案 エ 薬物等に関する事案 ○ 薬物等を所持、使用又はそのおそれが顕著な事案 ○ ガスパン等に関する事案 オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案 ○ 福祉犯や暴行、脅迫等の被害に遭うおそれのある事案 ○ 家出や無断外泊を繰り返している事案
3	学校警察連携制度運用の範囲 ○ 学校から警察への連絡は、すべて学校警察連携制度を運用して行われるのですか。	○ すべてではありません。 ○ 犯罪の告発、パトロール等の要請、一般的な相談等は学校警察連携制度以外での対応となります。 ○ 学校警察連携制度の運用は、個々の児童・生徒の支援活動において連携を必要とする場合にのみ行うこととなります。

4	情報収集の範囲 ○ 学校は、提供事案に該当する事案はすべて、警察に情報提供するのですか。	○ すべてではありません。 ○ 学校長が必要性を判断します。 ○ 学校のみでは解決が困難で、警察と連携した指導が必要であると判断された場合に情報提供されます。
5	情報提供の範囲 ○ 警察は、提供事案に該当する事案はすべて、学校に情報提供するのですか。	○ 警察署長が必要性を判断します。 ○ 児童・生徒の指導、支援のために学校と情報を共有したほうが良いと判断された場合に情報提供します。 ○ その後、学校からの要請があれば、両者で支援方法等について協議し、連携した支援活動を開始します。
6	情報提供の時期 ○ 学校への情報提供はどの時点で行うのですか。	○ 原則として、事案処理後速やかに情報提供をします。 ○ 共犯者が逃走中であるなどの場合は、捜査等に支障がなくなった後に情報提供をします。
7	本人・保護者への通知 ○ 情報提供することを本人に通知するのですか。 ○ 情報提供することを保護者に通知するのですか。	○ 本人・保護者への通知を行うことを原則とします(口頭で可)。 ○ ただし、児童虐待など、保護者に知らせることで本人に危害が及ぶ危険性がある場合、本人に知らせることで、他者に危害が及ぶおそれのある場合、家出しているなど本人・保護者への通知が不可能な場合などを除きます。
8	本人や保護者が同意しない場合 ○ 学校へ情報提供することを本人や保護者が同意しなかった場合はどうするのですか。 	○ 必ずしも、本人・保護者の同意を得る必要はありません。 ○ 本人・保護者に対し、学校へ情報提供することを伝えることが重要です。 ○ 本人・保護者が学校への情報提供を拒んだ場合でも、必要性を認めれば学校に情報提供し、再非行防止・立ち直り支援を図るものとします。

少年警察活動規則に規定する少年警察に係る活動チャート

平成25年1月
警察本部少年育成課



國家公安委員會規則

活動の柱

活動の項目

活動の因